

(5) 救急・周産期・小児医療体制確保補助事業（設備整備等事業）

事業概要	<p>疑い患者が、感染症指定医療機関以外の医療機関を受診した場合においても診療できるよう、救急・周産期・小児医療機関の体制確保を行うため、疑い患者を診察する救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関の院内感染防止に必要な設備整備等を支援する。</p>
補助事業者	<p>疑い患者を診療した実績がある救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関※保険医療機関に限る。</p> <p>ただし、疑い患者の受入れを行わない場合は、補助事業者とはならない。</p>
基準額	<p>(ア) 初度設備費 1床当たり 133,000 円</p> <p>(イ) 個人防護具 1人当たり 3,600 円</p> <p>(ウ) 簡易陰圧装置 1床当たり 4,320,000 円</p> <p>(エ) 簡易ベッド 1台当たり 51,400 円</p> <p>(オ) 簡易診療室及び付帯する備品 知事が必要と認めた額 ※付帯する備品に係る費用は1施設当たり 2,000,000 円を上限とする)</p> <p>(カ) HEPA フィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 1施設当たり 905,000 円</p> <p>(キ) HEPA フィルター付パーテーション 1台当たり 205,000 円</p> <p>(ク) 救急医療を担う医療機関において、疑い患者の診療に要する備品 1施設当たり 300,000 円</p> <p>(ケ) 周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、疑い患者に使用する保育器 1台当たり 1,500,000 円</p>
補助対象経費	<p>救急・周産期・小児医療機関において行う院内感染防止対策に必要な需用費（消耗品費、医薬材料費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費。</p> <p>・整備対象設備</p> <p>(ア) 初度設備費（新設、増設に伴う初度設備を購入するた</p>

	<p>めに必要な需要費（消耗品）及び備品購入費）</p> <p>(イ) 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）</p> <p>※個人防護具の整備にあたっては、各品目の規格に関する一例を別表 8 に示したので、整備する際には参考にされたい。また、個人防護具の整備にあたっては、適切に管理すること。</p> <p>なお、補助対象となる個人防護具は補助対象期間に使用したものに限る。</p> <p>(ウ) 簡易陰圧装置</p> <p>(エ) 簡易ベッド</p> <p>(オ) 簡易診療室及び付帯する備品</p> <p>※簡易診療室とは、テントやプレハブ等簡易な構造を持ち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。</p> <p>(カ) HEPA フィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）</p> <p>(キ) HEPA フィルター付パーテーション</p> <p>(ク) 救急医療を担う医療機関において、疑い患者の診療に要する備品</p> <p>(ケ) 周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、疑い患者に使用する保育器</p> <p>※令和 2 年度、令和 3 年度、令和 4 年度、令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 9 月 3 0 日までに救急・周産期・小児医療体制確保補助事業（設備整備等事業）による補助を受けた医療機関は「(イ) 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）」以外は対象外とする。</p>
補助率	10/10
補助金額	<p>次により算定された額とする。</p> <p>1 基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>2 前項により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を交付する。ただし、算出された補助金額で 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p>

補助対象期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日 ※「補助対象経費」のうち「(イ) 個人防護具（マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド）」の補助対象期間は、県内の在院者数がオミクロン株による感染拡大時のピークの3分の1を超えて段階が1となった時点から、3分の1を下回り段階が0となった時点までに限るものとする。
適用除外項目	第7条
その他	※令和6年3月31日までに新型コロナウイルス感染症疑い患者の診療実績がない場合は、補助金額の返還又は申請の取り下げを行うこと。 ※当該事業は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を財源とする事業である。

別表8（別表1（3）、（4）、（5）、（7）、（8）関係）

種別	個人防護具に関する規格参考例
マスク	感染リスクの高い医療従事者が着用することを考慮し、NIOSH（米国労働安全衛生研究所）規格N95、または不織布素材で製造されているサージカルマスクであること。 顔面とマスクのフィットを高いレベルで確保できるよう、伸縮性のある締めひもで首周りした後頭部を押さえる構造である。 鼻部から漏れこみを抑えられるノーズクリップが装着されている。
ゴーグル	防曇処理加工が施され、レンズ部は耐衝撃性の高いポリカーボネイト製である。次亜塩素酸液への浸漬やアルコール清拭による消毒で再利用が可能である。眼鏡をかけた者でも装着が可能である。密封式タイプである。
ガウン	耐水性のある不織布素材である。 長袖で体の前面をおおえる後ろ開き形状であり、通気性、透湿性があるもの。 業務遂行に支障のないよう、首部及び腰部背面で留める締めひもを有する。
グローブ	水の浸透性がなく、たんぱくアレルギーを起こしにくい素材である。 手首にガウンとグローブの隙間ができないように十分な長さを有している。
キャップ	毛髪を覆い、こぼれ出るのを防ぐゴム付きのもの。

	マスクやゴーグルの着脱時に巻き込まれて外れないもの。 不織布素材であること。
フェイスシールド	防曇処理加工が施され、眼鏡をかけた者でも装着可能である。